#### 3. 環境保全への取り組み

#### 3.1 影響検討の前提条件

# 1) 影響検討の対象範囲

本報告書における影響検討の対象範囲は、図3.1-1に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺\*とし、その下流は水質への影響を受けるおそれがあると考えられる嘉瀬川大堰までの区域とします。

#### 多布施川の取り扱いについて

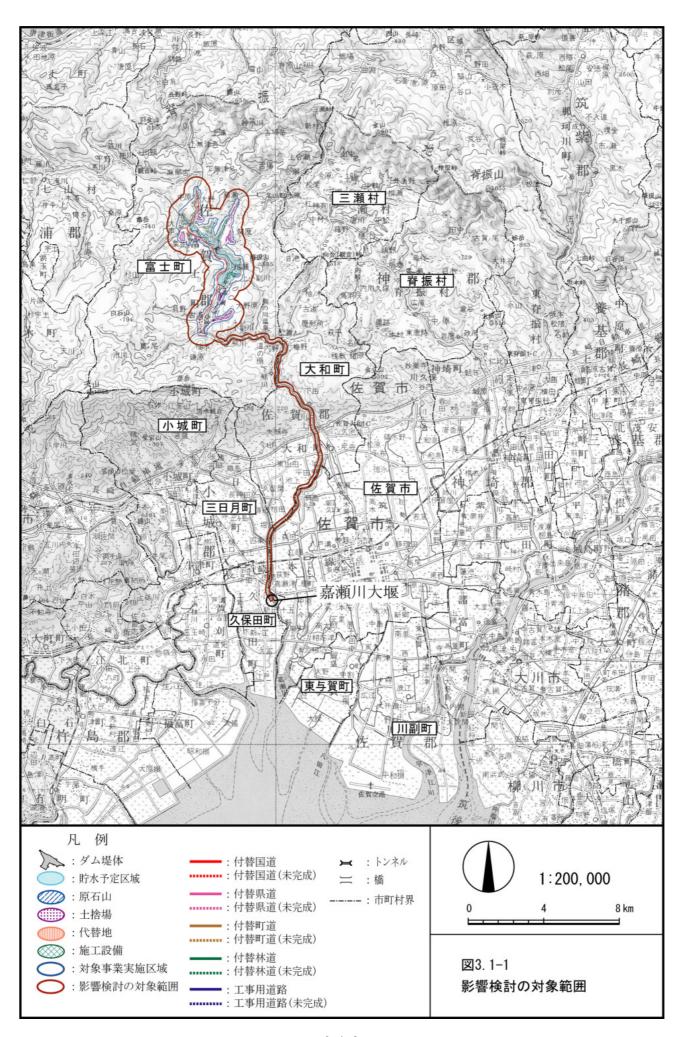
多布施川については、今後川上頭首工からの取水の一部を現在整備中の大井手堰 完成後には、石井樋からの取水に転換する計画です。

しかしながら、嘉瀬川から多布施川への取水量については「嘉瀬川水系における 地域環境水に関する連絡協議会」を国土交通省、農林水産省、佐賀土地改良区、佐 賀県及び関係する市町長が集まって平成14年12月から公開討論を行っています。

この協議会の中で、嘉瀬川水系の慣行的な地域環境水(雑用水)を調整し、必要水量を把握するとともに、望ましい水秩序のあり方や水管理の方策について検討が行われており現時点では分派量を特定することができない状況です。

このことから、ダム事業による多布施川の影響については、嘉瀬川本川から分派 する地点(石井樋地点)での水質変化をもって検討が行われております。

<sup>\*:「3.2</sup> 生物の多様性」、「3.3 水環境」及び「3.4.2 景観」の対象範囲については、各影響検討項目に おいて記載しています。



### 2) 影響検討の開始時期

対象事業は建設中の事業であり、一部の工事は既に終了しています。そこで、本報告書では、原則として平成 15 年 4 月以降の状況について影響を検討し、平成 15 年 3 月以前の状況については既往の状況として整理します。さらに、平成 15 年 4 月以降から嘉瀬川ダム建設工事が完了するまでを「工事の実施」、嘉瀬川ダム建設工事の完了後を「土地又は工作物の存在及び供用」と区別して検討します。これを影響検討の開始時期の考え方とし、図 3.1-2 に示します。

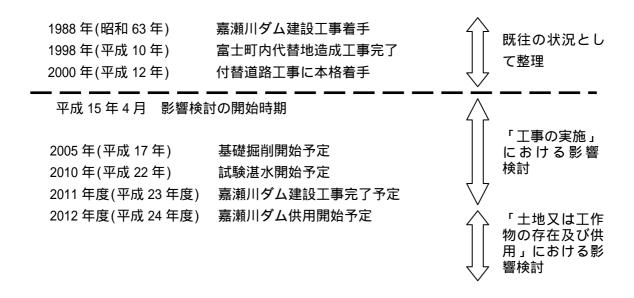


図 3.1-2 影響検討の開始時期の考え方

### 3) 影響検討の考え方

影響検討では、はじめにどのような視点で影響を検討し、何を評価すべきか明確 にした上で調査、予測を進めることが重要です。

ダム事業による影響は、工事の実施と土地又は工作物の存在及び供用に大きく分けて整理することができます。上記の考え方を踏まえて、ダム事業によって発生すると想定される環境影響の内容、その影響を予測するために必要な項目を設定しました。さらに、予測のために必要な調査の項目を整理し、必要な調査を実施した上で、環境影響予測を行いました。環境影響予測の結果により、影響があると判断されたものについては、環境保全措置及びその効果の検討を行いました。

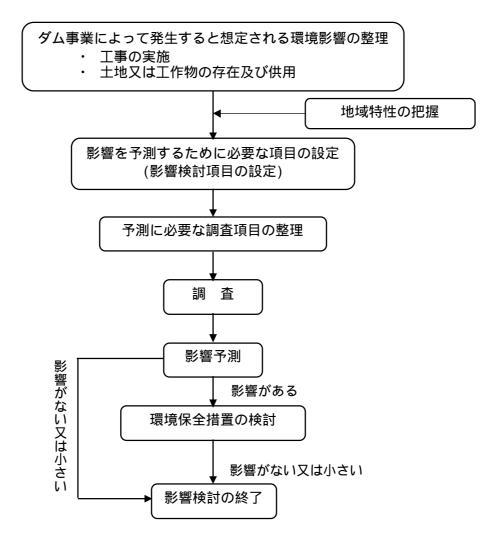


図3.1-3 影響検討の考え方

# 4) 影響検討項目の選定

対象事業の特性と嘉瀬川流域及び対象事業実施区域周辺の地域特性を考慮して、 影響検討項目を選定しました。

本報告書では、生物の多様性、水環境及び地域社会環境の変化に着目し、生物の 多様性では「動物」、「植物」及び「生態系」、水環境では「水質」、地域社会環境で は「大気環境」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「歴史的文化的遺産」 及び「廃棄物等」を検討しました。

#### 影響検討項目

生物の多様性

・ 動物: 重要な種、注目すべき生息地

・ 植 物 : 重要な種、重要な群落・ 生態系 : 地域を特徴づける生態系

水環境

・ 水 質 : 土砂による水の濁り、水温、富栄養化、

溶存酸素量、水素イオン濃度

地域社会環境

· 大気環境

・大気質 : 粉じん等・騒 音 : 騒 音・振 動 : 振 動

・ 景 観 : 主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観

・ 人と自然との触れ合いの活動の場 :

主要な人と自然との触れ合いの活動の場

· 歷史的文化的遺產: 歷史的文化的遺產\*

・ 廃棄物等 : 建設工事に伴う副産物

-

<sup>\*:</sup>佐賀県環境影響評価技術指針では、歴史的文化的遺産が標準項目として設定されています。また、佐賀県内では歴史的文化的遺産が数多く発掘されています。そこで、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の標準項目ではない、「歴史的文化的遺産」を影響検討項目として追加しました。

### 5) これまでの環境保全への取り組み

これまでに実施してきた環境保全への取り組みを表3.1-1に示します。

表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(1/6)

#### 項目 生物の多様 性に係る事 項

# 環境保全への取り組みの内容

#### 環境巡視の実施 環境巡視を実施し、工事現場に おける環境保全状況の把握、工事 において改善を要する点や注意 すべき点を把握しています。



#### 環境手帳の配布

重要な動植物を掲載した「嘉瀬川ダム環境手帳」を配布し、動植物の保全に努めています。また、嘉瀬川ダム周辺の自然環境に対する意識を深め、環境保全に対する意識の向上を図っています。





現場代理人会議の実施 現場代理人会議を実施し、工事 にあたって重要な動植物の保全 に努めるとともに、自然環境に対 する認識を深め、環境保全に対す る意識の向上を図っています。



#### 植生の早期復元

付替道路、原石山、土捨場等の 工事によって出現する切土面、盛 土法面等は、苗木植栽、種子吹き 付け等によって植生の早期復元 を図り、動植物の生息・生育環境 の保全を図っています。



# 表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(2/6) 項目 環境保全への取り組みの内容 生物の多様 性に係る事 動物の移動経路 の確保 付替道路等によ り動物の移動経路 が分断される箇所 では、人工的な移 動経路を確保して 動物の移動経路 います。 小動物の脱出経路の確保 U 字型排水側溝に切り欠きを入 れ、側溝に転落した小動物の脱出 経路を確保しています。 動物の水飲み場の確保 動物の水飲み場の確保やロー ドキル防止のための谷部への誘 導を目的として水飲み場を設置 しています。 巣箱の設置 鳥類の生息場の確保を目的と して、巣箱を設置しています。

表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(3/6)

#### 環境保全への取り組みの内容 項目 生物の多様 昆虫類の生息場の確保 性に係る事 昆虫類の生息場の確保を目的として、伐採木や倒木を活用したシェルタ 頂 ーを設置しています。 クロシジ クロオオアリの巣を保全 ミの保全 コンクリート ブロック積み NO. 9 クロシジ (変更後) #:116:14. ミと共生関 係にあるク ロオオアリ の巣の保全 を目的とし て、付替道路 切土法面 の切土法面 (変更前) 形状を変更 しています。 クロシジミの保全 現地調査で確認したクロシジ ミの卵が産み付けられているク リを保全しています。 植物の重要な種 の移植 工事によって生 育環境が消失また は一部減少する植 物の重要な種を移 植しています。 シライトソウ群 落の生育環境の シライトソウ群落 シライトソウ群落の保全 保全 シライトソウ群 落の生育環境の保 全を目的として、 付替道路の計画ル ート及び形状を変 更しています。

# 表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(4/6) 環境保全への取り組みの内容 項目 生物の多様 モニタリング調査の実施 性に係る事 保全措置を実施した項目につ 頂 いては、継続的に監視していま す。 水環境に係 沈砂池の設置 沈砂池を設置し、工事によって 裸地から発生する水の濁りの影 る事項 響を低減しています。 地域社会環 定期的な散水 定期的に散水を行い、工事によ 境(大気環 って発生する粉じん等を低減し 境)に係る事 頂 ています。 工事用車両のタイヤ洗浄 工事用車両のタイヤ洗浄を行 い、工事用車両の運行によって発 生する粉じん等を低減していま す。 裸地の早期緑化 工事により発生する裸地の早期緑化を行い、裸地から発生する粉じん等 を防止又は低減しています。 建設機械の複合同時稼働・高負荷稼働の回避 民地近傍における建設機械の複合同時稼働・高負荷稼働を回避し、工事

によって発生する粉じん等、騒音及び振動を低減しています。

表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(5/6)

	表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(5/6)		
項目	環境保全への取り組みの内容		
地域社会環 境(大気 事 項	低騒音、低振動型建設機械の使用 低騒音、低振動型建設機械を使用し、工事によって発生する騒音 及び振動を低減しています。		
	アイドリングストップ 停車中の車両等のアイドリングストップを行い、工事によって発生する 騒音及び振動を低減しています。		
	防音シート等の設置 工事用道路に防音シート等を 設置し、工事用車両の運行によって発生する騒音を低減しています。		
	路面平坦性の維持 路面平坦性を維持し、工事用車両の運行によって発生する振動を低減し ています。		
地域社会環境(景観)に 係る事項	植生の早期復元 付替道路、代替地等の改変によって影響を受ける眺望景観の変化を、苗 木植栽や種子吹き付け等によって植生の早期復元を図り、低減しています。 (写真は、生物の多様性に係る事項の「 植生の早期復元」を参照)		
地域社会環境(歴史的文 化的遺産)に 係る事項	大野代官所跡の保全 大野代官所跡の保全を目的として、付替道路の計画ルートを変更してい る。		
地域社会環 境(廃る事 項	は採木や倒木の活用 昆虫類の生息場の確保を目的として、伐採木や倒木を活用したシェルタ ーを設置しています。 ──		
	は採木のデップ化 工事によって発生した伐採木 をチップ化したものを法面緑化 の生育基盤として活用していま す。		

表 3.1-1 これまでの環境保全への取り組み(6/6)

項目	環境保全への取り組みの内容		
地域社会環境(廃棄物等)に係る事項	石材の再利用 法面の石積み等の石材の再利 用によって、建設副産物の発生を 抑制しています。		